

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）で提出された書面です。

平成31年（ワ）第3465号 国家賠償請求事件

原告 大江千束 ほか9名

被告 国

原告ら第14準備書面

（原告小野春の個別事情）

2020年（令和2年）11月24日

東京地方裁判所民事第16部乙合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真希子

ほか27名

第1 はじめに

1 本書面で述べる原告小野春の個別事情の位置づけ

本書面は、原告小野春（以下、「原告小野」という）の個別事情が、本訴訟において、損害論上も憲法論上も重要な意味を持つ事実であるという観点から、既に提出した原告小野春の陳述書（甲第D号証の4，2020年8月31日付）に基づき、原告小野春の個別事情を詳細に論ずるものである。

原告小野春の個別事情は、国家賠償法第1条に規定される「損害」の発生、すなわち精神的苦痛の発生を基礎づける重要な事実であるというにとどまらず、同性との婚姻を認めない民法及び戸籍法の規定が憲法24条及び14条1項違反で

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第 5 回期日（20201202）で提出された書面です。

あるとの原告ら主張を基礎付ける具体的事情、すなわち、①婚姻を希望する異性カップルと同性カップルの実態にはその本質において差があるとはいえないこと、②民法及び戸籍法の規定が婚姻を異性カップルに限っているため、婚姻を希望する同性カップルは家族を形成・維持するうえで重大な権利・利益の侵害を受け、個人の尊厳が脅かされていること（原告ら第 1 準備書面第 2 の 2（1）4 頁参照）を基礎づける事情として極めて重要な意味を有しているものである。

なお本準備書面における主張は、原告西川の陳述書（甲第 D 3 号証）及び同原告の個別事情に関する原告ら第 8 準備書面と相互補完の関係にあるものである。

2 子を養育する同性カップルである原告小野の個別事情の重要性

原告小野と原告西川は、原告小野の実子 2 名と原告西川の実子 1 名の計 3 名の子を養育しているという事情を有する。

原告小野は性的指向が両性に向くいわゆる両性愛者であり、原告西川と交際する前は、男性と婚姻生活を送り、実子 2 名をもうけた。男性と交際をしたときは、当たり前のように入籍をしたが、他方で原告西川と婚姻制度を利用したいと願っても、法律上同性カップルとの理由で認められない。

この点につき、原告小野は 2019 年 4 月 15 日の意見陳述で次のように述べている。すなわち「共に泣いて、笑って、悩んで、喧嘩もして、共に子どもを育ててきました。それなのに、なぜ法律で家族であると認めてもらえないのでしょうか。私にとっては男性と結婚していた時と、全く変わらない暮らしをしているだけなのに、なぜ世の中の男女の夫婦の家庭だけが、家族であるとされるのでしょうか。」と。

原告小野のように性的指向が両性に向く両性愛者が異性との間に子をもうけた後、同性と交際をするという例は決して特殊なものではなく、原告小野の個別事情と同種または類似した経験を持っていることが多い。その意味において、原告小野の個別事情は普遍性を有し、本件規定が同性間に婚姻を認めていないことの違憲性を判断するにあたり重要な意味を有する。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第 5 回期日（20201202）で提出された書面です。

第 2 原告小野が原告西川と出会うまで～両性愛に対する周囲の無理解や偏見によって原告小野の尊厳が傷ついてきたこと

1 原告小野の生い立ち及び家族構成

原告小野は●●●●年生まれで今年●●歳になる。クリスチャンの両親の長女として生まれ、弟 2 名と妹 1 人がおり 6 人家族である。

2 異性及び同性（両性）と恋愛をすることの違和感・葛藤

（1）異性と恋愛することの違和感・葛藤

原告小野は、幼少期から男性にほのかな恋愛感情を抱くことはあったものの、概して乱暴で声の大きい男子に苦手意識が有り、周囲の女子が男子に対して抱く好意と、原告小野が男子に抱く好意がどこか違うように思い、漠然とした不安感を常に感じていた。近所の女子の友達といた時、大人から将来の夢を聞かれ、一人がお嫁さんと答えると皆が一斉にお嫁さんと答えることがあったが、自分が将来男性と結婚するという想像がまったくつかず愕然としたことを記憶している。また、小学生高学年になると友人間で「どの男子が好きか」という話題が盛んにされるようになり、周囲の女子たちが常に男子の名前を上げることを当然と考えていることに、原告小野は居心地の悪さを感じた。

さらに、中学では性的な話題が日常化し、早く男性と性的関係をもった子が尊敬されるような周囲の雰囲気の中で、男性と触れあったり、性的関係をもったりするイメージを持てなかった原告小野はとても生きづらい気持ちで過ごしていた。

そして、原告小野の大学時代、周囲の友人は男女の恋愛を楽しんでおり、話題は常に異性との恋愛のことばかりであった。原告小野は周囲の話題に合わせようと努力をし、なかば強迫的に両性愛者であるにもかかわらず、異性愛者のふりをする努力を重ねた。

原告小野は、今振り返ってみると、異性に対して好意を抱くものの、他の女

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）で提出された書面です。

性ほど好意を抱かない自分自身に対して「自分が異性愛者ではないために、世の中で当然とされている異性愛の人と同じようには異性に関心を向けることが無かっただけ」と振り返っているが（原告小野陳述書7頁）、当時は、男性と恋愛をすることが当たり前という考えの中で育っているが故に「何者にも満足しない、不満だらけのわがままな人間」と自分を評価していた（原告小野陳述書7頁）。

(2) 同性を好きになった気持ちに戸惑い周囲から排除されると恐れを抱かされたこと

原告小野は、高校2年生の時、初めて異性ではなく同性を好きになった。しかし、同時に何があってもこの気持ちを外に出すことはできないと感じ、強く自分を戒め、罪悪感に襲われた。なぜなら、原告小野の家族は全員敬虔なカトリックであり、「性は異性夫婦の間だけのもの」という教えを受ける雰囲気であったため、同性に対する恋愛感情を抱くこと自体おかしいことであって、自分で自分自身を受け入れることができなかつたためである。

また親友に相談したところ、若さゆえの気の迷いであると言われたため、せっかく好きになった女性とも意識的に距離をとり、同性を好きになった気持ちに蓋をするしかなかった。このように、原告小野は自分が女性を好きになってしまった事実を自身で受け容れることができず、世の中の考えに合わせて自分も同性を好きにならなければおかしいと扱われる、今のままでは世の中に受け容れてもらえないと信じ、女性も好きになってしまう自分の気持ちに蓋をして、異性に関心がある異性愛者のふりをする努力を重ねた。

(3) 原告小野の苦悩は同性カップルの婚姻を認めない現行規定に起因すること

原告小野のように、異性愛でない者が異性愛者のふりをする努力を重ねなければならない背景には、国が両性愛者を含む同性愛者の婚姻は許さない、国が異性愛者と区別した取り扱いをしていることがある。

原告小野は、幼少期から青年期という人の人格形成にとって重要な時期に、異

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）で提出された書面です。

性に恋愛感情を持ちにくい自分のことを、周囲に比べて劣った人間と否定的に評価することを余儀なくされた。また、思春期になって誰かに惹かれたり性的関心を持ったりという人本来の自然な欲求について、異性愛者であれば感じることのない罪悪感を持たされ、同性に心惹かれるというありのままの自分の姿を受け入れられず、否定することを強いられた。異性を好きになることが当たり前であり、それ以外（同性愛や両性愛）の性的指向は許されないという異性愛規範・異性愛主義が社会全体で共有されているという事実、そして国が異性愛規範・異性愛主義に追随し、同性カップルの婚姻を認めないことで異性愛だけが自然で正常なことだという意識を助長し続けている事実こそが、同性愛者等に対しスティグマを押ししているのである。

3 小括

このように、法律上同性カップルの婚姻が認められないことにより、原告小野の尊厳が現実侵害され続けている。また、社会に受け入れられないという不安の中で孤立し自分を肯定できないという原告小野が味わってきた出来事とそれに伴う苦悩は、原告小野特有のものではなく、日本に生活する同性愛者等に共通するものである。

第3 原告小野と原告西川との関係は「婚姻」そのものであること（上記①の事情）

1 異性との結婚生活及び離婚

原告小野は、社会人の時に出会った男性（以下、「A」という）と交際し、●●●●年●●月に結婚をした。●●●●年に第1子が生まれ、●●●●年に第2子を出産している。ところが、Aの浮気により婚姻生活が破綻し、別居を経て、●●●●年●●月、離婚した。離婚の結果、実子2名とも原告小野が引取り養育することとなったが、Aは別居中から実子2名の養育費や児童手当を支払うことはなく、また面会交流もAは望まなかったため、実施されなかった。

2 原告西川との出会い

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）で提出された書面です。

（1）原告小野が、自分自身のセクシュアリティについて両性愛者であると認識したこと

原告小野は、高校時代に同性に対して抱いた自分の感情が何であったのかを確かめるために、インターネットで「同性愛」を検索して調べてみるようになったが、男性に好意を持つこともあったため、インターネットでみつけたレズビアン女性向けのウェブサイトには共感することができなかった。

しかし、検索を進めるうちに「夫や彼氏がいるけれども、もしかしたら女性のことも気になるかもしれない女性のためのサイト」を発見し、バイセクシャル（両性愛者）と呼ばれる女性がいると知り、ようやく自分が感じていた違和感が解消された気がしたのである。

なお、上記サイトで知り合ったメンバーで食事会を行った際に、原告西川と出会ったが、当時、原告西川にも夫があり、あくまでも友人として交流を継続していた。

（2）原告西川との交際

原告小野にはAとの子どもが2名、原告西川には前夫との子どもが1名いるという状況であったところ、原告小野がAと協議離婚に向けた話し合いをしている段階から、原告西川は原告小野の家事や育児のサポートを行うようになった。

原告小野は子ども2名を離婚後にどのように育てていくべきか不安に襲われ精神的に疲弊し、さらに当時Aは養育費や児童手当の支払いを行っていなかったことも相俟って、経済的にも追い詰められていた。そのような状況の中、原告西川の献身的なサポートは原告小野の心の支えであった。

●●●●年●月、原告小野とAとの離婚が成立し、原告西川が原告小野に対して「なぜ自分と生活することを選ばないのか」と問いかけたことをきっかけに、原告西川との交際がスタートし家族5人の共同生活が始まった。原告小野は、交際当初、世間から同性カップルがどのように扱われるのか不安だったも

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第 5 回期日（20201202）で提出された書面です。

のの、原告西川と交際をしてみると、実際に男性と付き合っているのと変わらない生活を送れること、むしろ男性と付き合っている時よりも自分自身にとって自然であり、安心を与えてくれると感じ、原告西川と生涯を共にしたいと考えるようになった。

3 3名の子の両親としての生活を行っていること

上記のような経緯を経て、5人家族になった原告小野と原告西川であったが、その暮らしは異性カップルとその間にできた子ども達で構成される家族と何ら変わりのないものである。

現在、原告小野と原告西川の共同生活は15年に及ぶが、子ども達が保育園に通っていた時期は、原告西川が朝子どもたちを保育園に送ってゆき、原告小野が子ども達を迎えに行く。手の空いた方がご飯を作り、家族みんなで食事をする。原告小野と西川で協力して洗濯や掃除等の家事をし、子ども達の勉強に付き合い、1日の終わりには家族5人でゲームをしたりして過ごす。子ども達が成長した現在も、日常的な家事をし、子ども達の悩みを聞いたときにはアドバイスをし、また1、2ヶ月に1度は原告小野と原告西川の二人きりで食事や美術館に出かけて2人だけの時間を作るなどの生活を送っている。このような原告小野と原告西川、そしてその子ども達の生活は、再婚した異性カップルがそれぞれの子どもとともに家族として共同生活を営む場合と何ら変わりのないものである。

子ども達は、原告小野と原告西川が周囲にカミングアウトをしていない時期に、周囲の噂の対象になってしまったことがあるものの、今では、「同性カップルが子育てをすると子どもに悪影響がある」という偏見に対して、「そういうことをいう人がいなくなれば、普通に暮らせるだけなのにね」と述べるなど、子どもたち自身の経験から、原告小野と原告西川が築き上げた家族が異性カップルとその間にできた子ども達で構成される家族と何ら変わりのないものであるという認識でいる。

4 原告西川と原告小野のパートナー関係は対外的にも認知されていること

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）で提出された書面です。

（1）原告小野の両親へのカミングアウト

原告小野は、原告西川と交際した当初、両親に対して交際相手が同性である旨を伝えることができていなかった。原告小野は、原告西川を生涯共にするパートナーと考えている一方、厳格であった両親に対し、なかなか言い出すことができずにいたが、15年前、たまたま電話で諍いになったことをきっかけに「勢い」でカミングアウトを行った。

突然のことでもあり、原告小野の両親はすぐには受け入れることができず、いつときは原告小野と原告小野の両親との関係は絶縁状態になったものの、原告西川に支えられ、また原告小野の両親も原告小野のセクシュアリティを理解しようと努力をしたため、カミングアウトから約5年経過した頃に、原告小野の両親と原告西川の交流が行われるようになった。

原告小野の母は、原告小野に対し「同性愛は間違ったことと教えられてきたから、どうしてよいのかわからなかった」とも述べており、両親らは少しずつではあるものの、原告小野と原告西川が生涯を共にするパートナー関係であり、異性カップルと何ら変わらない家族であることを認識してくれている。

（2）原告小野と原告西川の結婚式

原告小野と原告西川は共に暮らし始めて5年がすぎた2010年5月頃、結婚式を挙げた。結婚式を行ったことで、原告小野と西川の両親や友人達が正式に二人の関係をパートナーであると認識をし、また、結婚式をきっかけに原告小野は少しずつではあるものの、周囲の友人等に同性パートナーと子どもを育てていることを打ち明けている。3人の子ども達にとっても、自分たちの家族が「隠さなければならない家族」「恥ずかしい家族」ではないと理解するきっかけにもなっている。二人の関係が対外的に認知されることが、原告小野と原告西川、そして子ども達にとって良い影響をもたらしているのである。

（3）子どもが通う学校に対する説明

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第 5 回期日（20201202）で提出された書面です。

原告小野と原告西川は 2015 年頃、アメリカで同性婚ができるようになったことをきっかけに、子ども達と相談の上で、スクールカウンセラーや担任に同性カップルとして子ども達を育てていることを説明した。原告小野の子どもを担当するスクールカウンセラーは驚いた一方、原告西川の子ども担任は淡々と受け止めたようである。このように少しずつ同性カップルの存在・認知が進んだ現在では、学校でも同性カップルが当たり前のようの子育てをしている現状がある。

（4）世田谷区パートナーシップ制度の利用

2015 年には、原告小野と原告西川は世田谷区の同性パートナーシップ制度に則り、パートナーとして宣誓を行った（甲 D 1 号証）。

5 小括

以上より、原告小野と原告西川の生活は、子育てをサポートし合うことで交際を開始し、互いを生涯のパートナーと思うようになった。二人は、精神的にも経済的にも助け合い支え合って共同生活を営んでいるのであって、対外的にも対内的にも異性カップルと異ならない「婚姻」そのものであり、また兩名の子ども達もまた「家族」としての実態を持ち、生活を行っている。

第 4 法律上同性カップルの婚姻が認められないことによって、原告小野は不利益を受け、その尊厳が傷ついていること（上記②の事情）

1 はじめに

訴状第 6 の 3（3）（44 頁～）で述べたとおり、婚姻が認められている異性カップルが享受する種々の法的・社会的利益は、同性カップルには与えられていない。その中でも原告小野と原告西川は共に子を養育していることから、特に子どもに関連する法的不利益を以下、論じる。

2 子どもの入院手続き

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）で提出された書面です。

●●●●年頃、当時●歳だった原告小野の子どもが風邪をこじらせて気管支喘息になり、入院をした。退院日になって他の病気が発覚し再検査をする必要性が生じたため、原告小野に変わって原告西川が手続きを行うこととなった。

そうしたところ、病院から、原告西川に対し、子どもとの関係性を問われ、原告西川が「同性パートナーである」と伝えたところ、「血縁の親を連れてきてください」と言われてしまった。原告西川から、原告小野は仕事で手続きができないこと、原告小野と原告小野の夫は既に離婚していることを伝えたものの、病院からは「離婚しているお父さんでもよいので血縁の親を連れてくるように」と言われたのである。

同性カップルが子育てをするには、婚姻している異性カップルに比べて、社会な偏見・差別意識という面で、様々な困難が待ち受けている。上記のような病院の対応はまさに同性カップルに対する無理解から生じるものであり、入院手続きを同性パートナーが行うことができないことは、子どもの命にも関わる重大な問題である。

3 原告小野の乳がんが発症したとき

(1) 乳がんを患っていることが発覚

原告小野は、2016年2月に職場の健康診断で、乳がんを患っていることが発覚した。同年3月に、病院での詳細な精密検査が始まり、同年4月に、主治医から乳がんであることの告知を受けたが、その時のステージは2bであった。乳がんは、0期、1期が全体の50パーセントを占め、ステージ3以降は進行癌となるところ、原告小野の病状はステージ3のギリギリのラインであり、左胸の全摘と左腋窩のリンパ郭清、および抗がん剤治療と、場合によっては放射線治療までを受けると主治医から説明を受けた。

(2) 原告西川が家族として扱ってもらえるのかの不安

がんの告知を受ける日、事前に一緒に話しを聞けるのは家族だけと主治医から言われていたため、原告西川は話しを聞くことができるのか、原告西川が家

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）で提出された書面です。

族として扱われなかったらどうすればいいのかという不安も重なり、精神的にも肉体的にもとても消耗した。告知の日には、万が一原告西川の同席が断られた場合に備えて、原告小野の母にも同席をしてもらい、また世田谷区で発行してもらった同性パートナーシップ宣誓書を持参して臨んだところ、主治医から原告西川に対して「どなたですか」と聞いたため、原告小野は「私の同性のパートナーです」と答えた。そうしたところ、幸い主治医は原告西川を診察室から追い出すようなことをせず、一緒に告知や治療計画を聞くことができたのである。世田谷区で同性パートナーシップ制度が進み、広く報道がなされていたこと、同制度を理解した医療機関に恵まれたことから、幸い問題なく原告西川はパートナーであり家族として扱われた。

しかし、その後も、入院同意書や手術同意書に、パートナーとして原告西川がサインをしてもいいのか、続柄にはなんと書いたらいいのか等、ただでさえ、乳がんの宣告で頭がいっぱいなところで、同性パートナーが家族として受け入れてもらえるのか等の不安が次から次に生じた。

原告小野は、異性カップルであれば、このようなストレスを感じずに、がんの心配だけを夫婦でできるのに自分たちはそうでないことをとても理不尽だと感じ、歩いていても涙が止まらなかった。なにかあるといつもつきまとう「家族として扱われないかもしれない」というストレスは、異性カップルとは違い、同性カップルは守られなくても良い存在なのだという事実を突きつけられていると感じたのである。

（3）原告小野が仮に亡くなった後の不安

原告小野は2016年3月から乳がんの抗ガン剤治療を開始したものの、髪はすべて抜け、顔はむくみ、味覚異常が起こって水を飲むことも辛くなった。また、抗がん剤の副作用で白血球が破壊されるために、免疫力が極端に落ち、外出をするたびに高熱を出して入院もした。同年9月に抗がん剤治療が終わり、同年10月に左胸全摘および左腋窩リンパ郭清手術を受けた。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第5回期日（20201202）で提出された書面です。

原告小野は乳がんに罹患して、自分が死亡したときのことをあらためてリアルに考えた。特に、原告小野が亡くなった時に、未成年の子どもはどうなるのか、原告西川に託せるものなのか、親権はどうなるのかと考え悩み苦しんだ。異性カップルは、一方または双方に連れ子がある場合は、結婚をすれば養子縁組によって共同親権を得ることが出来る一方、異性カップルと何ら変わらない生活をしている同性カップルは婚姻制度が利用できず、共同親権を得ることができない。加えて、抗がん剤治療中、原告小野は働くこともできなくなり、収入も激減し、生活を共にしているとはいえ、原告西川に経済的にも支えてもらうこととなったが、近所にある公営住宅を検討しようとしても、原告小野と原告西川は法的な家族として扱われないため、公営住宅の申込みさえできなかった。

4 小括

このように、二人三脚で異性カップルと何ら変わらない家族として生活している実態があるにもかかわらず、原告小野は、法律上の婚姻が認められないことにより双方の子ども達の共同親権者になることができず、さらに家族として公営住宅等の利用を検討してもそもそも申込みすらできないという現実を突きつけられている。特に原告小野は、異性と婚姻生活を送ってきた経験を有しており、異性であれば法律上の婚姻ができ、他方、同性であれば法律上の婚姻ができないという現実には、不合理な差別であると感じている。

第5 結語

以上のとおり、原告小野は、日本において法律上同性どうしの婚姻が認められず、同性愛者等に対する差別や偏見が解消されないために、個人の尊厳を深刻に侵害されると共に大きな不利益及び不都合を被っており、被った精神的苦痛は甚大である。そして、原告小野と原告西川の関係は、婚姻した異性夫婦の関係と実態として同質であるにもかかわらず、法律上同性どうしであることのみを理由に

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）・第 5 回期日（20201202）で提出された書面です。

不合理な別異取り扱いをされ，重大な権利及び利益を侵害され，個人の尊厳を害されている。

以 上